

平成 28 年 11 月 18 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

生命保険取扱商品の追加について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、お客さまの多様なニーズにお応えするため、平成 28 年 11 月 21 日（月）から生命保険の取扱商品を追加しますので、お知らせいたします。

記

1. 変更の概要

- 生命保険ラインナップに 1 商品を新たに追加します。
- 本件により、当行で販売する生命保険商品は、合計 24 商品になります。

2. 取扱開始商品

(1) 取扱開始商品

< 終身保険 >

商品名	引受保険会社
通貨選択型特別終身保険 やさしさ、つなぐ	三井住友海上プライマリー生命保険 株式会社

- 取扱開始日 平成 28 年 11 月 21 日（月）
- 取 扱 店 東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。
- 商品の主な特徴

商品名	特徴
通貨選択型特別終身保険 やさしさ、つなぐ	①ご契約後、すぐに生存給付金をお受取りいただけます。 ・ご契約日の翌日（2 回目以降は毎年の契約応答日の翌日）の生存給付金支払日から生存給付金をお受取りいただけます。 ・お客さまのニーズに応じて、生存給付金の支払回数をお選びいただけます。 ※生存給付金支払日以降に不備のない請求書類が保険会社に到着した日の翌日を含めて、5 営業日以内にご指定の口座にお振込みされます。

※次頁に続く

商品名	特徴
通貨選択型特別終身保険 やさしさ、つなぐ	<p>②生前贈与をスムーズに行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生存給付金の受取人を「ご家族」にすることで生前贈与をすることができます。 ・外貨建の契約でも、生存給付金額の上限を円で設定できるため、暦年課税の基礎控除を活用することができます。 ・贈与契約書を用意する必要はありません。 <p>③一時払保険料を上回る保障があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生存給付金の総額と死亡保険金額の合計は、契約通貨建で一時払保険料を上回ります。

<保険商品についての注意事項>

【全般的事項】

- 保険商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 保険商品は、払込保険料が保証されている商品ではありません。
- 保険商品の運用による損益は、保険商品を購入されたお客さまに帰属いたします。
- 保険契約のお申込みの有無が、当行におけるお客さまとのお取引(預金・融資・為替等)に影響を与えることはありません。
- 当行は保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約の引受や保険金等の支払は引受保険会社が行います。
- 万一、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約の際にお約束した給付金額・年金額等が減額されることがあります。
- お申込みの際には、健康状態などについての告知が必要になり、健康状態により引受ができない場合があります。
- 医療保険・終身保険等は、法令等により、募集制限に該当した場合には、お取扱いきない場合があります。

【保険商品のリスク】

- 保険商品には、商品の種類によって次のようなリスクがあります。

<外貨建て保険>

為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金等がご契約時における円換算後の保険金等を下回ることや、お受取りになる円換算後の保険金等が、払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

<変額保険>

商品種類・運用状況・経過年数等によっては、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク等により、積立金額・年金額・解約返戻金額等が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

<市場金利等によって解約返戻金の変動するタイプの商品>

市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金額が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。一般的に解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇すると解約返戻金額は減少し、逆に市場金利が下落すると解約返戻金額は増加することがあります。

※リスクの内容は、商品によって異なりますので、詳しくは各商品のパンフレット、契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款等をご確認ください。

【保険商品に関する費用】

- 保険商品には所定の手数料等の諸費用がかかる場合があります。ご契約者が負担する諸費用のうち主なものは以下のとおりです。

<保険契約関係費>

ご契約時の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用等、契約の締結、成立、維持、管理に必要な経費です。

<資産運用関係費>

投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。

<解約控除>

契約日から一定期間内の解約の場合に積立金から控除される金額です(解約時のみ発生します)。

※諸費用の合計額は上記を足し合わせた金額となります。なお、手数料率、計算方法等は商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することはできません。

- 保険商品の購入を検討する際は、各商品の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、パンフレット、ご契約のしおり・約款等をよくお読みになり商品内容を確認のうえ、ご自身でご購入の判断をしてください。なお、契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、パンフレット、ご契約のしおり・約款等は、当行の本支店の店頭にご用意しております。

(東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。)

以 上

本件に関する問合せ先
推進部窓販営業課 佐野・相澤
電話番号 022-225-8955